

W;REPORT 5

—レポート—
男女共同参画社会をめざす 2005.10.31 NO. 5



特集

数字はなんでも知っている?
—データが語る男女共同参画—

男女共同参画社会をめざす

ゆうレポート 5

平成17年10月31日発行
刊行物登録番号1711056

発行/東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課

〒114-8508 北区王子本町1-15-22
TEL:03(3908)9307 FAX:03(3908)6606

情報
コーナー

『なくそう!女性に対する暴力』

毎年11月12日～25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざして。

『新版ドメスティック・バイオレンスへの視点』[368]
日本DV防止・情報センター編/朱鷺書房/2005

『サバイバーズ・ハンドブック(改訂版)』[368]
性暴力を許さない女の会編著/新水社/2002

『Q&Aセクシュアル・ハラスメント
ストーカー規制法解説(第2版)』[368]
山田秀雄編著/三省堂/2004

『人身売買をなくすために』[368]
JNATIP編/明石書店/2004

『わかりやすいセクシュアルハラスメント
裁判例集』[368] 21世紀職業財団/2005



『ココ、きみの
せいじゃない』[E]
ヴィッキー・ランスキー著
/中川雅子訳/太田次
郎社エディタス/2004



『あしたてんきになあれ』
[E] 薩摩菜々作/永松
美穂子絵/未知谷/2005

親の離婚に直面した子どもは、強い不安と混乱におそわれます。そして、子どもたちの不安をとり除くために何をすればよいかかわからず思い悩む親たち。2冊とも、子どもたちの幸せを願い、子どもと親がいっしょに離婚を乗り越えるのをサポートしてくれる絵本です。

新着図書のご紹介

『40歳からのキャリア戦略』[159]
沼波正太郎著/新水社/2005

『女性はなぜ司祭になれないのか』
[198]
ジョン・ワインガーズ著/明石書店/2005

『女性のための相続読本』[324]
JMC事業継承マネジメントコンサルタンツ編著/
清文社/2005

『誰が摂食障害をつくるのか』[361]
シャーリーン・ヘス=バイパー著/新曜社/
2005

『アタシ探しシゴト探し』[366]
島沢優子著/小学館/2004

『年齢差別』[366]
玄幡まみ著/岩波書店/2005

『日本の男女共同参画政策』[367.1]
辻村みよ子・他編/東北大学出版会/2005

『新版 女性の権利』[367.2]
国際女性の地位協会編/岩波書店/2005

『国際離婚』[367.4]
松尾寿子著/集英社/2005

『老いた親が「ひとり」になったとき』
[367.7]
河合千恵子監修/河出書房新社/2005

『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント
対応ガイド』[368]
沼崎一朗著/嵯峨野書院/2005

『少年への性的虐待』[368]
リチャード・B.ガートナー著/作品社/2005

『これでわかる子育て支援Q&A』
[369]
ミス総合企画編著/ミネルヴァ書房/2005

『男性保育士物語』[376]
小崎恭弘著/ミネルヴァ書房/2005

『更年期の真実』[495]
ジャーメイン・グリア著/パンドラ/2005

『働く女性のメンタルヘルスが
とことんわかる本』[498]
鈴木安名著/あけび書房/2005

『世界一ぜいたくな子育て』[599]
長坂道子著/光文社/2005

『女子マネージャーの誕生とメディア』
[780]
高井昌史著/ミネルヴァ書房/2005

GALLERY



作/知的障害者授産施設 あすか作業所利用者一同
作品名「りんごの木」

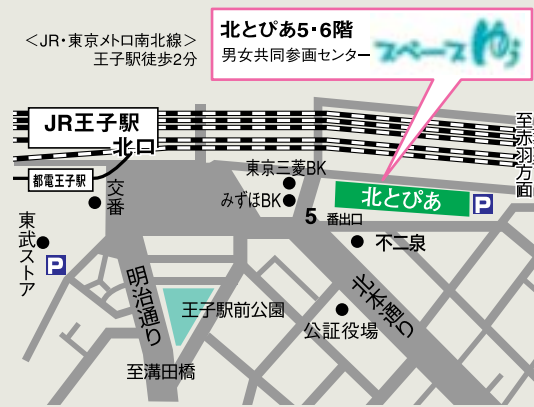
三原色(赤・青・黄)のパステルでできている色の多さに魅せられて作品作りに取り組んでいます。色が少しずつ形をつくり、風景や花などになっていく楽しさ、朝や夕方空の美しさを追って季節をめぐり描いていくことは心を豊かにします。作品を仕上げることににより、根気や自信となって仕事にも役立っています。

表紙のりんごの木は一人ひとりが結実するりんごに想いを寄せ、共同作品として仕上げた作品です。利用者達の作品は、自主生産としての取り組みで、パステル画をはじめレザークラフト製品、しおりなどもあり販売もしています。売上金は利用者達の就労支援のために還元され、新たな作品づくりの意欲向上のため役立っています。

編集後記

今回の数字特集はいかがでしたでしょうか?数字に秘められたものをいろいろ感じになったことと思います。ところで、クォーター制のクォーター(Quarter)とは割り当てという意味です。クォーター(Quarter)の四分のことは縦りも意味も全く別の言葉です。私は今回初めて知りました。言葉の行き違いは、こういうところから始まります。人との会話においても、話し手が意図したことを100パーセント聞き手が理解することは難しく、むしろ全て誤解なく伝わることは稀なことでしょう。ちょっとした言葉の行き違いや相手の感じ方で、口論になったり仲たがいのなることもあります。今回の記事をおして、ものごとを正確に理解し、それを誤解や偏見なく人に伝えることの難しさを痛感しました。

新しいことを知ることは人生を豊かにします。男女共同参画センター「スペースゆう」では、さまざまな情報提供や講座を開催していますので、皆様どうぞ一度お越しください。



編集・企画/北区男女共同参画センター「ゆうレポート」編集グループ
E-mail:danjo-ka@city.kita.lg.jp

印刷/東京書籍印刷株式会社 Printed in Japan



古紙配合率100%再生紙を使用しています

数字はなんでも知っている？

データが語る男女共同参画

男女共同参画社会基本法ができて6年。男女がその性別にかかわらず、生涯にわたって生き生きと暮らしていくために、あらゆる場所への女性の参画が進められています。

しかしその半面「もう男女平等になっている」と言う声もあります。実態はどうでしょうか？

政治参加の状況、家事時間、賃金など暮らしの場面でさまざまなデータを集めてみました。

これらの数字から一体何が見えるのでしょうか？

国会議員に占める女性の割合は

先の選挙で、衆議院議員に占める女性の割合が史上最高を記録しました。平成17年9月11日に行われた総選挙において、女性が初めて国会に進出した昭和21年の39人を上回る43人が当選し、59年ぶりに記録を更新しました。前回の当選者は34人でしたから大躍進と言えます。これは、立候補者こそ前回より2名少ない147

名でしたが、自民党の女性当選者が前回の9人から今回は26人になったことなどによる結果です。ところが、これだけ増加しても、議員定数480人に占める割合で言うと、7.1%から9.0%になったに過ぎません。

また、参議院議員を見ると、現在、参議院議員241人(欠員1人)の中で、女性議員の数は33人と、全体の13.6%を占めています。相対的にはまだまだどちらも少ない状況です。

そもそも、女性議員に大きな注目が集まったのが、1989年の参議院議員選挙です。

消費税の導入やリクルート事件の「けじめ」などが争点となり、与党だった自民党と野党の議席数が逆転。参議院での自民党単独多数が崩れました。

当時社会党の委員長だった土井たか子氏の「おたかさブーム」や「ドンドンブーム」の追い風に乗り、それまで最多の146人が立候補し、過去最高の10人を大きく上回る22人の女性議員が当選しました。これ以降、4回実施された参議院議員選挙では1回平均18人が当選しています。1989年が、女性の政界進出の大きな分岐点になったと言えます。

クオータ制の取組み

スウェーデンでは1970年代から女性議員は高い割合となっており、その後も着実に増加し、2002年では45%になっています。ドイツ、イギリス、アメリカでは1985年以降増加し、特にドイツでは伸びが大きく、2000年に30%を超えています。また、韓国では1995年以降から急上昇し、2004年の総選挙では、選挙前の5.9%から13%にまで達しました。

タ制クオータとは「割り当」という意味です。に代表される何らかのポジティブ・アクション(※)導入による成果があるものと思われれます。

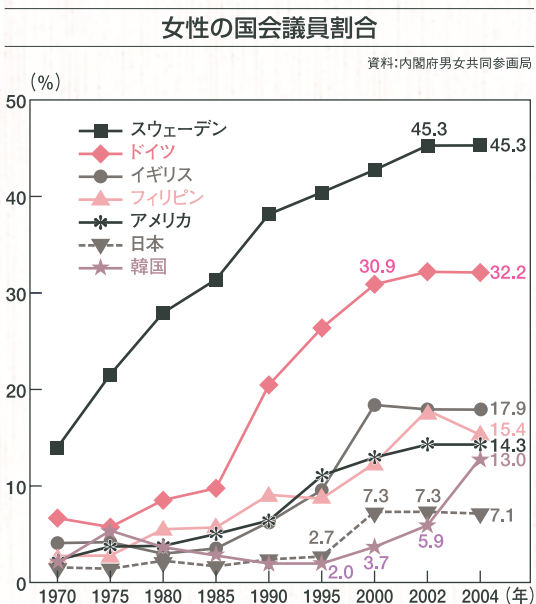
クオータ制とは国会議員など政治家や国の審議会、公的機関の議員・委員の人数枠を、制度として割り当てることにより、男女の比率に偏りが無いようにするものです。政党に対するクオータ制導入の具体的な仕組みとしては、党内の役員や党内選挙の候補者に女性を割り当てる方法と、対外選挙における候補者名簿に女性を割り当てる方法の二つがあります。党内のクオータ制は、女性が党内の主要なポストを経験することで、対外的な選挙の候補者として擁立されやすくなります。一方、候補者名簿に女性を一定数割り当てることは、女性が議員に選出される直接的な機会を得ることになります。

政治参画を拡大するには

女性の国会議員の増加の要因としては、選挙制度やクオータ制等の取組みなどがあ

りますが、それ以外にも社会的状況が大きく影響します。例えば、スウェーデンでは、1970〜80年代に女性の職場進出が進み多くの女性が労働者及び納税者としての意識を持つようになりました。また、仕事と家庭の両立を迫られた女性たちは政治への関心を強めるようになり、政治への参画の機運が高まりました。さらに、女性団体の積極的な活動などともあわせて、女性国会議員は著しく増加しました。その結果、女性の就業に対する環境条件が整備され、女性の職場への進出が更に進んだともいわれています。

したがって、クオータ制等の取組みも、女性の政治参画に対する意識や女性の政治参画を促すための環境整備等の社会的基盤がなければ、その効果が十分に発揮されません。今後、日本において、政治への女性の参画をより加速するには、まず、女性の政治への参



資料:内閣府男女共同参画局
(備考)
1. IPU (列国議会同盟) 資料より作成。
2. フィリピンは、1978年の選挙までは二院制の下院。1978年から1987年の選挙までは一院制。1987年5月の選挙以降二院制の下院。
3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

平成16年10月31日現在

順位	国名	国会議員(下院又は一院制)		
		総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
1	ルワンダ	80	39	48.8
2	スウェーデン	349	158	45.3
3	デンマーク	179	68	38.0
4	フィンランド	200	75	37.5
5	オランダ	150	55	36.7
6	ノルウェー	165	60	36.4
7	キューバ	609	219	36.0
7	スペイン	350	126	36.0
8	ベルギー	150	53	35.3
9	コスタリカ	57	20	35.1
10	アルゼンチン	256	87	34.0
13	ドイツ	603	194	32.2
51	イギリス	659	118	17.9
59	フィリピン	236	36	15.3
63	アメリカ	435	62	14.3
67	韓国	299	39	13.0
98	日本	480	34	7.1

(備考)
1. IPU (列国議会同盟) 資料より作成。
2. 日本は、衆議院議員の数値で、125カ国のうち98位。

世界では、イギリス、ノルウェー、スウェーデン、韓国、南アフリカなどで様々なクオータ制やポジティブ・アクションがとられています。2003年現在、法制化や政党綱領などで何らかの形でクオータ制を導入している国は、約78カ国となっています。わが国においても、今後、男女ともに政治に対する参画意識を高め、クオータ制についても十分な議論を重ねていく必要があるのではないのでしょうか。

※ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)
あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供する

ちょっと気になる

数字のあれこれ

約5人に1人

夫やパートナーから、これまでに身体的暴行、心理的脅迫、性的強要を受けた経験がある女性の数。配偶者等からの暴力を一度でも受けたことのある女性のうち、42.1%がだれ(どこ)にも相談していない。〔配偶者等からの暴力に関する調査(平成14年)〕

また、警察庁の統計によると、平成16年中に検挙した配偶者間における殺人、傷害、暴行の被害者の91.7%が女性だった。

0.44%

男性の育児休業取得率。女性は73.1%であり、男性はきわめて低い。育児休業取得者の男女別割合をみても、女性は97.1%、男性は2.9%となっている。〔厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成15年度)〕

出産を機に離職する女性も多く、出産前後を通じて母親が一貫して就業を継続している割合は約3割にすぎない。〔厚生労働省「出生前後の就業変化に関する統計」(平成15年度)〕

また、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)によると、夫婦と6歳未満の子どものいる世帯における週全体の平均育児時間は、妻が3時間で、夫が25分と非常に短くなっているが、その背景には、育児期の男性の労働時間が長いことがあげられる。

2万3272人

平成16年中における男性の自殺者数。総数は3万2325人で、男性が全体の72.0%を占めた(女性は9053人)。動機としては、「健康問題」が最多だが、自殺者全体の4割以上を占める30~50歳代の男性では、「経済・生活問題」がもっとも多くなっている。〔警察庁「平成16年中における自殺の概要資料」〕世界でも、自殺者は男性の方が多い。

87.4%

平成16年に実施された「男女共同参画社会に関する世論調査」で、「食事のしたくをするのは妻」と答えた人の割合。家庭における家事を主に誰が分担しているのかと聞いたところ、「妻」と答えた人の割合が、「掃除」で77.6%、「食後の後片付け、食器洗い」で78.9%だった。

「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成14年度調査)でも、「掃除」、「洗濯」、「食事のしたく」、「食事の後片付け、食器洗い」を誰が主に行うかという問いに対し、日本と韓国は「妻・パートナー」だけに集中しており、「家族全員」で行うと回答した人の割合は、フィリピン、アメリカ、スウェーデンなどと比べて極端に低かった。



111万835人

平成16年に生まれた赤ちゃんの出生数。過去最低だった前年の112万3610人をさらに下回り、4年連続の減少。1人の女性が生涯に産む子どもの数(合計特殊出生率)も1.2888で前年を下回り、過去最低を更新した(都道府県別では、最高は沖縄、最低は東京)。出生数から死亡数を引いた自然増加数は8万2127人で、明治32年以降最低となっている。

〔厚生労働省「平成16年人口動態統計月報年計(概数)の概況」〕

43位

日本のジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の順位。国連開発計画(UNDP)が発表した2005年版の「人間開発報告書」によると、日本は、人間開発指数(HDI)では177カ国中11位(昨年は9位)だが、GEMは80カ国中43位だった(昨年は78カ国中38位)。

※ジェンダー・エンパワーメント指数[GEM] 女性が政治および経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出。

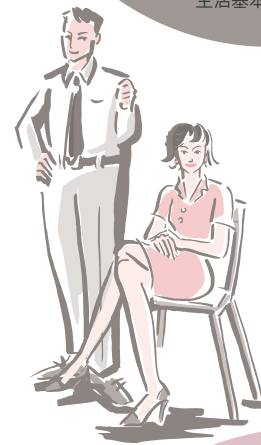
※人間開発指数[HDI] 「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」および「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出。

※国連開発計画[UNDP] 1966年に設立された国連の開発計画、技術供与を行う機関。1990年から毎年「人間開発報告書」を発行。

3時間45分

週平均1日あたりの生活時間で、女性が家事的時間(家事+看護、介護+育児+買い物)に費やした時間(2001年)。男性は33分で、女性は男性の約7倍となっている(1976年では、男性は12分、女性は3時間52分だった)。

また、週平均1日あたりの全労働時間(有償労働時間+無償労働時間)をみると、すべての年齢階級にわたって女性のほうが労働時間が長い。〔総務省統計局「社会生活基本調査」〕



34名

ノーベル賞の女性受賞者数。明治34年(1901年)から始まったノーベル賞の受賞数は695名(延べ数)と20団体。このうち女性は全体の5%であり、自然科学部門では2%(物理学賞1%、化学賞2%、生理学・医学賞4%)とさらに低い。平成16年(2004年)の受賞者10名のうち、女性は3名であり、初めて女性が5部門のうち3部門での同時受賞を果たした。

11.6%

日本の研究者全体に占める女性研究者の割合。平成16年3月現在、全体で83万人のうち、女性は9万6000人。国際的にみると、アメリカ32.5%、フランス27.5%、イギリス26.0%、ドイツ15.5%などで、日本の比率はかなり少なくなっている。

自然科学系の39学協会の会員を対象に行ったアンケート調査では、科学技術分野において男女の処遇差があると考える研究者・技術者は、回答した男性で半数、女性で4分の3を占め、採用、管理職への登用、昇進・昇給に差があると考えている割合が高い。

233万6000円

母子家庭の1世帯当たり平均所得金額(平成15年)。一般世帯の1世帯当たり平均所得金額589万3000円の39.6%にとどまった。母子家庭の母の83.0%が就業しているが、常用雇用者は39.2%で、49.0%が臨時・パートとなっている(平成16年における母子世帯の完全失業率も8.9%と一般世帯の4.7%に比べて高い)。また、母子世帯数は、平成15年現在で5年前より28.3%増加しており、厚生労働省の「国民生活基礎調査」(平成15年)でも、一般世帯や高齢者世帯と比べ、現在の暮らしについて苦しいと感じている母子世帯が多い。

〔厚生労働省「平成17年度版母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」〕

65.1%

1年間を通じて勤務した給与所得者のうち、300万円以下の所得者の女性割合。男性は、18.7%。700万円超の所得者は、男性22.1%に対し、女性では3.3%に過ぎない。〔国税庁「民間給与実態統計調査」(平成15年度)〕

平成16年の男女間の賃金格差をみると、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は68.8。女性パートタイム労働者は45.2(男性パートタイム労働者は50.6)となっている。また、平成16年の一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100とした場合、パートタイム労働者は51.1だが、女性パートタイム労働者と女性一般労働者との賃金格差は65.7だった。〔厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成16年)〕

女性の賃金は、ほとんどの国で男性より低く、年々格差は縮まっているが、なかなか同じにはならない。

112.4万円

65歳以上の女性の平均個人所得(平成12年)。65歳以上男性の平均所得は303.6万円、女性は男性の3分の1強に過ぎない。65歳以上の所得のない女性割合も16.5%と、男性4.4%を大きく上回っている。また、1人暮らし高齢者世帯の所得でも、女性179.6万円、男性254.0万円、女性の所得は男性の7割に過ぎない。

〔平成14~15年度厚生労働科学研究「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」における「国民生活基礎調査」個票の再集計結果〕

11.0%

新聞社における全従業員に占める女性の割合(平成16年)。記者総数に占める女性記者の割合は、11.7%。また、民間放送における全従業員に占める女性の割合は20.7%(全役付従業員に占める女性の割合は8.5%)。日本放送協会では10.7%(全管理職・専門職に占める女性の割合は2.9%)。徐々に進展しているとはいえ、新聞・放送業界における女性の参画は非常に遅れている。

23人

日本映画監督協会の名簿(2004年9月現在)に収録された女性映画監督の数。日本の監督総数(会員580人)の4.0%を占めるにすぎない(日本の女性監督第1号は、1936年に『初姿』を撮った坂根田鶴子)。また、フランス・クレティユ国際女性映画祭の主催者ジャッキー・ピュエによると、2004年現在、約9000人の女性映画監督が世界で活動している(10年あまりの間に1000人増)。

参考文献

- 『男女共同参画白書 平成17年版』内閣府男女共同参画局編/国立印刷局/2005
- 『男女共同参画白書 平成15年版』内閣府男女共同参画局編/国立印刷局/2003
- 『女性労働白書 平成16年版』厚生労働省雇用均等・児童家庭局編/21世紀職業財団/2005
- 『女性白書 2005』日本婦人団体連合会編/ほるぷ出版/2005
- 『高齢社会白書 平成15年版』内閣府編/ぎょうせい/2003
- 『男女共同参画統計データブック-日本の女性と男性-2003』国立女性教育会館・他編/ぎょうせい/2003
- 『女性のデータブック(第4版)』井上輝子・他編/有斐閣/2005
- 『ジェンダーの世界地図』藤田千枝編/大月書店/2004
- 『ジェンダー白書3 女性とメディア』北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」編/明石書店/2005
- 『女性情報』バド・ウィメンズ・オフィス

明治学院大学心理学部心理学教授
東南アジア保育支援実行委員会代表

井上孝代

いろいろな背景をもった人々と

地域で暮らしていくために

— 北区は第二のふるさとです —

ずっと「自分の机」を 持っていたい

女性が大学院に進学することがまだめずらしかった時代。女子高校生が思いつく、「生
続けていける職業」は、弁護士、医師、教員。
この3つ位しかありませんでした。ヴァージニア・
ア・ウルフの『自分だけの部屋』にも影響を
受け、ずっと「自分の机」が側にある暮らし、
いわば自分という個を持ち続けていたいと思
ってきたそうです。

新しいものが好き、チャレンジ精神旺盛な
井上孝代さんは迷わず日本ではまだまだ新
しい学問だった心理学を学び始めます。その
選択には心理学なら就職しやすいかも…と
いう思いもありました。実験心理学を学び、

人間のこころに触れることに夢中になり、学
部在学中から精神病院へも実習に行くなど
積極的に行動します。

ただ、それでも実現できなかったのが海外
留学でした。生まれ育った福岡を離れるこ
とを両親が許さなかつたからです。しかし
それは結婚したこと
で実現します。両親
と水杯を交わすほど、
まだまだアメリカは
遠い国でしたが、夫が
留学中のプラクティス
トレーニング地である
シカゴへと旅立ちま
した。



「個」を育てる文化と 出会って

決まっていた短大への就職を断念して渡航
したアメリカでしたが、留学生の配偶者ビザ
では働くことができません。身分の不安定さ
を感じつつも、ウーマンリブまっさかりのアメ
リカは刺激に満ちていました。

自己紹介をするたびに、「あなたは、今、
何に興味を持っていますか？」と尋ねられた
時の新鮮な驚きは今も忘れることができま
せん。

『ベビーシッターします。当方心理学博士
課程を修了した者』というチラシをマーケッ
トに貼ったことがきっかけで、シカゴ博物館の
女性課長のお嬢さん(レイチェルの病気の時

だけのベビーシッターをすることになりまし
た。女性が働き続けるためのシステムがさま
ざまにあるのをとても羨ましく感じました。

ある日、いたずらをして叱られ、部屋に閉
じ込められた彼女を不憫に思い慰めの言葉
かけをした井上さんに、まだ3歳にもならな
いレイチェルが「ひとりにしておいて…」と言っ
たそうです。それを聞き、文章を「(わたし)」
から話す国は、「個」をこつこつと育てるのか
と文化の違いをますます感じました。そう
で、帰国後は、まだまだ保育園も十分にはなく、
当時住んでいた社宅の隣人に預かってもらっ
ての仕事始めでした。ある企業にカウンセラ
ーとして応募したところ、事情を話すと「だつ
たら月に1日からでも…」とカウンセラーを
養成するポジションをわざわざ創って採用し

障害者も外国人も 一緒に暮らせる街づくり

1985年、「精神障害者が地域で暮らす」を
標榜する精神障害者社会復帰事業(滝野川
保健所)に心理職として関わったことが20年
も及ぶ北区とのつながりの始まりです。当時、
精神障害者は入院すると退院、家族が受け入
れるということが今よりもずっと困難でした。

その後、知的障害者が成人した後のデイ
ケアのグループワーカーとしても関わりました。
学校を終えたあと、親亡きあとと障害を抱
える方たちの生活をどうするのかは深刻な
問題でした。当事者や保健師さん方と共に、
音楽・体操・アートを取り入れた療法やバ
ザーなど、さまざまな新しい取り組みを行
いました。引き続き、急増する外国人に対応
するため開設された「外国人相談窓口」の専
門相談員に任命されました。1991年に
は西ヶ原にあった東京外国語大学の専任教
員となり、ますます北区との縁は深まりま
した。1994年には北区アゼリアプラン推
進区民会議の副会長、会長を歴任。1997
年秋には第4期北区女性海外派遣事業の
団長として中国北京市宣武区訪問。社会シ
ステムが違う国でも「女性のやる気と努力」

が女性の社会進出の道を拓くと納得したそ
うです。その後、東南アジア保育支援事業実
行委員会代表と、北区が他の自治体に注目
されるような新事業に次々と井上さんは関
わってきました。育った家の近くに聾学校の
寄宿舎があり、よく一緒に遊びました。その
時の聴覚にハンディを有する方と楽しくコミ
ュニケーションした体験は、その後の自分の進
路を考える上で大きなインパクトを与えて
くれました。つまり、その時自分の中に芽生
えた思いが、障害者や外国人とどう生きてい
くのかという地域共生の考えを実践してい
た現在へとつながっているといえます。

北区の行ってきた障害者や外国人と一緒に
暮らしていくためのさまざまな事業に期せ
ずして関わってきたという経験から、一人ひと
りが互いの違いを認め合い、「市民」として暮
らしていくことがこれからも住み良い北区、
わたしの第二のふるさととしての街づくりに
欠かせないのでは、と語る井上さんでした。



* 相談室から *

法律相談を通して感じたこと — 法律を知ることは幸せに繋がる —

私は、年に4回「スペースゆう」で法律相談を担当しています。相談は1日4人、担当日は第一土曜日、予約制で無料です。相談内容は、離婚、相続、債務整理、職場でのセクハラなど多岐にわたっていますが、最近では男女共同参画社会の推進、DV防止法、児童虐待防止法などの施行にみられるような新たな権利意識の高揚や人権保護の確立など女性を取り巻く環境の変化を感じます。今回は、離婚に伴う養育費についてお話します。 弁護士 白井典子

Q1. 養育費ってどうやって決めるの？

平成15年4月に簡易迅速な養育費の算定を目指して「養育費・婚姻費用等算定表」が、東京・大阪の裁判官等によって発表され、同表は既に多くの裁判所において現実に活用されています。算定表は、義務者(夫)・権利者(妻)双方の総収入を基準として算出します。

総収入とは、給与所得者は源泉徴収票の「支払金額」、自営業者は確定申告の「課税される所得金額」です。この表を活用することによって養育費・婚姻費用等がある程度予測が可能となりました。

Q2. 養育費を払ってくれない時は？

調停や和解で養育費等の支払が決まっているのに義務者(夫)が支払わない場合は、家庭裁判所で行う「履行確保」と地方裁判所で行う「強制執行」の制度があります。

ができます。差し押さえの対象財産は、給与その他継続的に給付される債権です。債権者の給与等については2分の1まで差し押さえることができます。そして、支払い義務者が破産しても、養育費、扶養料、婚姻費用等の扶養関係債権は、免責の対象なりません。

義務者(夫)が支払いを怠った場合は、権利者(妻)は家裁に履行勧告を申立てることが出来ます。申立は電話でもでき、また、費用はかかりません。

なお、養育費は、事柄の性質上定期的に支払われるものとされ、一括前渡し支給は原則的として認められていません。

家庭裁判所は、義務の履行状況を調査し、義務者(夫)に対してその義務の履行を勧告します。ただし、勧告には強制力はありません。

離婚に伴う養育費ひとつについても法律を知っているか、知らないかでは大きな差が出てきます。離婚後の生活を確立し幸せに繋げるためには利用できるもの、知っておかなくてはいけないものが、少なからずあるはずですよ。

地方裁判所が行う強制執行は扶養義務者にかかわる小額で定期的に支払う債務において未払い分だけでなく今後支払うべき分についても執行すること